

## 規 則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第八号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項を削る。

第十八条第二項を削る。

第二十条第二項を削る。

第二十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

様式第四号の備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。